

畜第333-11号
平成30年6月18日

公益社団法人鹿児島県トラック協会長様

鹿児島県農政部畜産課長

鹿児島県
畜産課長印

鹿児島県内の豚飼養農場における豚流行性下痢の発生に伴う
防疫措置の再徹底について（依頼）

豚流行性下痢については、「豚流行性下痢（PED）防疫マニュアル」（平成26年10月24日付け26消安第3377号消費・安全局長通知、以下「マニュアル」という。）に沿った防疫措置について、豚の飼養者及び養豚関係者に対する指導を実施していただいているところです。また、本年5月には、熊本県での発生をうけ、「豚流行性下痢に係る防疫措置の再徹底の継続について」（平成30年5月30日付け鹿児島県畜産課長通知）により、豚の飼養者及び養豚関係者に対する早期通報をはじめとする防疫措置の指導の再徹底の継続をお願いしたところです。

このような中、本年6月、鹿児島県内の豚飼養農場において、約1年ぶりとなる本病の発生がありました。

本病については今シーズン、過去に発生がない農場で発生する傾向にあり、熊本県、宮崎県などの隣県では、複数の農場で発生が確認されています。本県においても今後、本病の続発が懸念されることから、引き続き下記に留意し、傘下会員等に対して、早期通報をはじめとする防疫措置の指導を再徹底していただくようお願いします。

記

1 飼養衛生管理の徹底

日頃からの飼養衛生管理の徹底による農場への本病ウイルスの侵入防止が重要であることから、豚の飼養者に対して、マニュアル4（1）の対策について、改めて指導すること。先の飼養衛生管理基準の見直しにおいて新たに基準として追加された死体の適切な保管・運搬についても改めて指導すること。

2 ワクチン接種の徹底

本病の発生被害の低減を目的として、平時から継続的にワクチンを使用することが望ましいことから、豚の飼養者に対して、マニュアル7（2）の対策について十分説明するとともに、改めて積極的なワクチン接種を促すこと。

3 早期通報の徹底

本病のまん延防止対策としては、早期通報が重要であることから、豚の飼養者に対して、マニュアル3（1）の対策について、改めて指導すること。

4 畜産関係施設での防疫措置の徹底

マニュアルの4(3)②に記載された畜産関係施設（と畜場、家畜市場、死亡豚の処理を行う化製場及び死亡獣畜取扱場並びに共同糞尿処理場）における対策について、実効性のある防疫措置が講じられるよう、畜産関係施設における消毒の実施状況の確認を行うとともに、不備が見られた場合には改善を指導すること。

鹿児島県農政部畜産課
家畜衛生係 米丸・船越
TEL 099-286-3224
FAX 099-286-5599